

届 出 書

公職選挙法第197条の2第2項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

令和 6 年 月 日

豊前市議会議員一般選挙候補者 _____

豊前市選挙管理委員会 委員長 山田 靖 様

記

氏 名	住 所	年 齢	性 別	使用する者の別	使用する期間	備 考
					令和 6 年 月 日から 令和 6 年 月 日まで	
					令和 6 年 月 日から 令和 6 年 月 日まで	
					令和 6 年 月 日から 令和 6 年 月 日まで	
					令和 6 年 月 日から 令和 6 年 月 日まで	
					令和 6 年 月 日から 令和 6 年 月 日まで	

備考 1 「使用する者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあつては「事務員」と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあつては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあつては「手話通訳者」と、専ら公職選挙法第142条の3第1項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は同法第143条第1項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示することのために使用する者にあつては「要約筆記者」と記載するものとする。

2 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。

3 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。